

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 職員課
指 摘	管理職特別勤務手当の支給について、西上下水道サービスセンター職員が休日に正規の勤務時間の全部について勤務を命じられ、従事者は庶務事務システムにより代休日の申請をしていたところ、職員課において管理職特別勤務手当の申請内容を確認する作業をした際に、代休日の申請が入力されていることを見落とし、手当を支給するよう修正処理をしたことにより、結果として過大支給となっていたものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	能登半島地震の対応にかかる管理職員特別勤務手当の支給については、地震発生後という有事の中で、給与支給を例月支給日に間に合わせようという意識が強く働き、加えて、限られた時間の中で処理をすることが求められた業務であったため、一部の申請についてダブルチェックが漏れ、また、当該任命権者における給与担当者や当該職員に事実確認や通知を行わなかったことにより、過大支給が発生したものである。 今後は、給与支給までに時間的な制約がある場合においても、処理件数の多寡にかかわらずダブルチェックを徹底することで、再発防止を図ることとする。 また、過大支給となった管理職員特別勤務手当については、今回の定期監査における指摘事項について当該所属から報告を受けたのちに、速やかに当該職員及び任命権者に説明し、当該職員の令和 6 年 1 1 月例月給与から返納する処理を行った。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 経営企画課
指 摘	超過勤務手当の支給について、庶務事務システムで実施申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の過小支給については、監査終了後速やかに該当職員に説明のうえ、令和6年11月15日に追加支給を行った。 加えて、システム入力に関する職場内研修を実施するとともに、申請者だけでなく決裁者等においても確認するなど再発防止に取り組んでいるところであり、今後は富山市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程などに基づき、適正に事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 水道課
指 摘	令和3年10月定期監査で指摘を受けて備品台帳に記載したスマートフォンについて、修正した備品台帳が適切に引き継がれなかったことにより、令和5年度においても記載されていない状態だったので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の結果を受けて備品台帳の内容を確認し、記載漏れのあったスマートフォンについて令和6年12月2日に備品台帳へ記載した。 また、備品台帳のデータを格納するファイルサーバー上の共有場所を明確にし、誤りの無いよう運用を改めた。 今後は、富山市上下水道局会計規程に基づき、適正な備品管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 水道課
指 摘	農林事務所農地林務課と兼務になっている職員が、農林事務所農地林務課の職員として従事した作業環境劣悪業務に係る特殊勤務手当（現場技術指導等手当）について、水道事業会計から支出したものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	兼務先での特殊勤務手当申請等については、申請時に「操作手引書 庶務事務（就業管理）」に記載されている「兼務先での操作」による操作が必要であることや手当科目および決裁者の確認など、通常の申請とは異なる操作、確認が必要となることについて、再発防止を目的とした課内周知を行った。 なお、予算科目の誤りによる会計間の支出額の調整は、令和 7 年 1 月の給与支給の際に行った。 今後は、富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び富山市職員の給与に関する条例に基づき、適時、申請上の注意点を周知することで適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
上下水道局 料金課 上下水道局 東上下水道サービスセンター 上下水道局 西上下水道サービスセンター	
指 摘	
(7) ア 富山市上下水道局使用水量認定要綱に基づく漏水等による使用水量及び下水道の使用水量の認定について、富山市上下水道局処務規程では、水道の使用水量の計量及び認定に関すること、排除汚水量の計量及び認定に関することは料金課の分掌事務とされており、また、富山市上下水道局専決規程では、水道の使用水量及び下水道への排除汚水量の認定に関することは、料金課長の専決事項とされている。しかし、水道料金等の修正に係る起案文書について、婦中、八尾、山田地域分については、西上下水道サービスセンターにおいて起案して西上下水道サービスセンター所長が決裁を行い、料金課で合議を行っており、また、大沢野、大山、細入地域分については、東上下水道サービスセンターにおいて、同様に東上下水道サービスセンター所長決裁、料金課合議とされ、処務規程及び専決規程に従った事務処理を行っていなかったもので、改善を図られたい。	
措 置 状 況	
漏水等による使用水量及び下水道の使用水量の認定について、富山市上下水道局処務規程及び富山市上下水道局専決規程に従った事務処理を行っていなかったことについては、今回の監査委員からの指摘を受けて、処務規程、専決規程に従った事務処理を行うため、令和7年2月17日より、次の手順のとおり事務処理を見直し改善を図ることとした。 ①東西上下水道サービスセンターは水道の使用量及び下水等への排除汚水量の計量に係る確認調査を行い、内部決裁の後、調査結果を料金課へ送付する。 ②料金課は東西上下水道サービスセンターから送付された調査結果を基に、料金課長決裁で水道の使用量等の認定を行う。 今後も処務規程、専決規程を確認し、適正な事務処理を行ってまいりたい。	

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	上下水道局 西上下水道サービスセンター
指 摘	(8) ア 令和3年10月の定期監査において、笹倉駐車場の使用等に関する事務分掌の規程がないため、西上下水道サービスセンター所長決裁にて使用許可や駐車証の交付にかかる事務を行っていたこと、一方で、当該駐車場の予算執行は契約出納課の所管であり、また、上下水道局処務規程中、契約出納課の分掌事務に「財産の取得、管理及び処分 の総括に関する こと」があることから、笹倉駐車場の事務分掌について検討するよう、改善を指示する事項としていた。しかし、その後、事務分掌の改善が図られず、令和5年度中も西上下水道サービスセンターにおいて使用許可や駐車証の交付にかかる事務を行っていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和3年10月の定期監査において、笹倉駐車場の事務分掌について検討するよう改善の指示があったにもかかわらず、その後も西上下水道サービスセンターにおいて使用許可や駐車証の交付に係る事務を行っていた。このことについては、センター内での事務引継ぎが不十分であったために、令和3年度定期監査における改善の指示が共有されず、令和5年度の利用申請に対して、これまでと同様にセンターで使用許可や駐車証の交付にかかる事務処理を行ったものである。今後は、事務連絡を正確に共有し、適切な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	上下水道局 西上下水道サービスセンター
指摘	(8)イ 超過勤務手当について、超過勤務命令簿に手当の支給対象となる時間数を記入していなかったため、累計に漏れが生じ、過小支給となったものが見受けられたので、改善を図られたい。
措置状況	超過勤務手当の過小支給については、令和6年12月支給分の給与で差額を支給した。今後も、富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	
企画管理部 職員課	
意 見	
	管理職特別勤務手当については、業務内容が手当の対象となるかも含めて、職員課で確認を行っており、申請内容に不備があった場合は、まず職員課から申請者に連絡して修正を求めており、職員課で修正処理をした際は、システムの画面上で修正内容を複数人により確認しているとのことだったが、その修正について、職員課長決裁などの記録は残されていない。 本件については、当該職員の任命権者が市長部局とは異なるにもかかわらず、当該職員及び所属課への事実確認や任命権者への通知を行わずに、職員課において当該手当支給の修正処理を行った結果、過大支給となっていたものである。 申請者及び所属課への事実確認や任命権者に通知することなく職員課において修正処理を行ったこと、当該職員の任命権者が異なるにもかかわらず、システムで修正を行う権限が市長部局に付与されていること、修正後のシステム画面を複数人で確認しているものの職員課長決裁をとるなどの記録が残されていないことなど、これらの取り扱いには疑問が生じるので、今後の在り方について検討されたい。
回 答	
	任命権者が異なる所属課職員の給与実績データや支給内容を修正する権限が職員課に付与されていることについて、市長部局以外の職員にかかる申請内容に不備があった場合には、原則として職員課での修正は行わないこととし、当該任命権者において行うことを徹底する。 しかしながら、例月給与の確定処理直前の勤務時間外に、他の任命権者の職員の支給内容にかかる明らかな誤りが判明したため、職員課にて修正処理を行い、翌日に当該任命権者に通知したという事案があった。 この事案については、修正を行わずに確定処理及び給与支給を行ってしまうと誤支給となっていたことから、正確な支給につなげるため、職員課にて対応したものである。 こうした事例もあることから、今回指摘のあった事案とは異なり、他の任命権者において物理的にシステムを操作できない場合や、給与支給までの時間が切迫しており、職員課で修正しなければ誤支給となる、または、市に損害を与えることが明らかである場合にのみ、例外的な対応として、職員課がシステムで修正を行うこととし、今後はその運用を徹底したい。 加えて、修正した場合には、複数の職員で確認することはもとより、職員課長まで決裁をとってその記録を保管しておくとともに、当該任命権者に速やかに報告することとする。 さらには、給与係員や他の任命権者における給与担当者を交えた研修会を実施するなど、支給誤り等の事例を検証・情報共有することにより、過大・過小支給や誤支給防止を図ってまいりたい。